

別表2：業務規程第33条に基づく住宅性能評価料金（単位：円）

【新築住宅】 一戸建て住宅 並びに 戸数が一戸の併用住宅申請料金（消費税込）

床面積の合計（A）		基本料金 ※1	
		設計評価	建設評価 ※3
A < 200 m ²	電子申請	52,800（税抜：48,000）	104,500（税抜：95,000）
	紙申請	57,200（税抜：52,000）	115,500（税抜：105,000）
	選択あり ※2	追加項目数×1,100（税抜：1,000）	追加項目数×1,100（税抜：1,000）
200 m ² A ≤ 500 m ²	電子申請	62,700（税抜：57,000）	115,500（税抜：105,000）
	紙申請	67,100（税抜：61,000）	119,900（税抜：109,000）
	選択あり ※2	追加項目数×1,100（税抜：1,000）	追加項目数×1,100（税抜：1,000）
500 m ² ≤ A	電子申請	別途協議	別途協議
	紙申請	別途協議	別途協議
	選択あり ※2	別途協議	別途協議
長期使用構造等の審査も含む	上記金額に右記料金を加算	4,400（税抜：4,000）	（該当なし）
変更設計性能評価		申請料金の 1/2	申請料金の 1/2
長期使用構造等確認	電子申請	57,200（税抜：52,000）	（該当なし）
	紙申請	61,600（税抜：56,000）	（該当なし）
変更長期使用構造等の確認		申請料金の 1/2	（該当なし）
変更申告書		（該当なし）	3,300
申請者等変更届		（該当なし）	1,650
長期使用構造等軽微変更該当証明書		5,500（5,000）	（該当なし）
文字の誤記等訂正に基づく記載事項変更の届出	電子申請	費用なし	費用なし
	紙申請	2,100（税抜：2,000）	2,100（税抜：2,000）
評価書の再交付	電子申請	3,300（税抜：3,000）	3,300（税抜：3,000）
	紙申請	5,500（税抜：5,000）	5,500（税抜：5,000）
その他事項		協議による	

※1 「基本料金」の構造は木造に限ります。それ以外はその他事項の扱いとします。

※2 「選択あり」とは住宅性能評価取得に於いて必須である項目以外の評価項目を選択することですが、評価基準 6-3 に関しては「その他事項」の扱いとします。

※ 現場検査では検査毎に「別表3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

【新築住宅】 共同住宅等の申請料金（消費税込）

床面積の合計（A）、評価対象戸数		基本料金	
		設計評価	建設評価
A ≧ 500 m ²	電子申請	88,000+5,500×n	132,000+n+16,500
	紙申請	105,600+6,600×n+5,500	143,000+n×16,500
500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	電子申請	110,000+5,500×n	220,000+n×16,500+
	紙申請	132,000+6,600×n+5,500	242,000+n×16,500
1,000 m ² < A ≦ 1,500 m ²	電子申請	132,000+5,500×n	275,000+n×16,500
	紙申請	158,400+6,600×n+5,500	297,000+n×16,500
1,500 m ² < A ≦ 2,000 m ²	電子申請	220,000+5,500×n	330,000+n×16,500+M×16,500
	紙申請	264,000+6,600×n+5,500	352,000+n×16,500+M×16,500
2,000 < A ≦ 3,000 m ²	電子申請	330,000+5,500×n	440,000+n×16,500+M×16,500
	紙申請	396,000+6,600×n+5,500	462,000+n×16,500+M×16,500
3,000 m ² < A	電子申請	385,000+5,500×n	495,000+n×16,500+M×16,500
	紙申請	462,000+6,600×n+5,500	517,000+n×16,500+M×16,500
長期使用構造等の審査を含む	電子申請	上記該当手数料+n×1,100	(該当なし)
	紙申請	上記該当手数料+n×1,320	
変更設計性能評価	電子申請	住棟の変更：申請料金の 1/2 住戸内変更：5,500×n	(該当なし)
	紙申請	住棟の変更：申請料金の 1/2 住戸内変更：6,600×n	
変更申告書	電子申請	(該当なし)	3,300
	紙申請	(該当なし)	3,300
申請者等変更届	電子申請	(該当なし)	1,650
	紙申請	(該当なし)	1,650
文字の誤記等の訂正に基づく記載事項変更の届出	電子申請	費用なし	費用なし
	紙申請	5,500	5,500
評価書の再交付（1住戸）	電子申請	3,300	3,300
	紙申請	5,500	5,500
その他事項	協議による		

n：評価対象住戸の戸数。 M：検査回数（申請者都合による再検査はその他事項の扱いとします）

※ 共同住宅の評価は「必須項目のみ」を前提とします。「選択項目の選択がある」場合はその他事項の扱いとします。

※ 現場検査では検査毎に「別表3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

【既存住宅】 一戸建て住宅 並びに 戸数が一戸の併用住宅の申請料金（消費税込）

床面積の合計 (A)			建設評価 現況調査 (必須)		特定現況調査 (選択)
A < 200 m ²			77,000		143,000
200 m ² ≤ A ≤ 500 m ²			110,000		(取り扱いしません)
500 m ² < A			165,000		(取り扱いしません)
長期使用構造等の審査 も含む	基本料金	A < 200 m ²	上記金額に右 記料金を加算	66,000	左に同じ
		200 m ² < A		88,000	
	耐震性能 審査が省略できる 場合	A < 200 m ²		44,000	
		200 m ² < A		58,300	
長期使用構造等軽微変更該当証明申請					6,600
評価書の再交付					5,500
その他					別途協議

※ 現場検査では検査毎に「別表 3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

共同住宅等の申請料金

床面積の合計 (A)	建設評価 現況調査 (必須)
A ≤ 500 m ²	165,000 + n × 16,500
500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	300,000 + n × 16,500
1,000 m ² < A ≤ 1,500 m ²	450,000 + n × 16,500
1,500 m ² < A ≤ 2,000 m ²	600,000 + n × 16,500
2,000 m ² < A	別途協議
長期使用構造等の審査も含む場合	別途協議
長期使用構造等軽微変更該当証明申請書	別途協議
評価書の再交付 (1 住戸)	5,500
その他	別途協議

n : 評価対象住戸の戸数

※ 現場検査では検査毎に「別表 3」に従った出張費が別途かかります。

※ 申請者都合による再検査は「その他事項」の扱いとします。

個別性能評価（選択）の申請料金（消費税込）

評価項目	建設評価がある場合	図書等がある場合	図書等がない場合
構造安定：1-1～1-7	33,000	55,000	(取り扱いしません)
火災安全：2-1～2-7	22,000	22,000	別途協議
劣化対策：3-1	33,000	33,000	別途協議
維持管理：4-1～4-4	22,000	22,000	別途協議
温熱環境：5-1	33,000	33,000	別途協議
一次エネルギー：5-2	33,000	33,000	別途協議
空気環境：6-2～6-5	別途協議	別途協議	別途協議
光視環境：7-1～7-2	22,000	22,000	別途協議
高齢者配慮：9-1～9-2	22,000	22,000	別途協議
開口部侵入防止：10-1	22,000	22,000	別途協議

既存住宅の建築行為なし又は増築・改築における長期使用構造等の確認の申請料金（消費税込）

申請方法	戸建て住宅及び戸数が一戸の併用住宅	共同住宅等（左記を除く）
評価書等（耐震性の審査が省略できるもの ※1）あり	110,000	$330,000 + n \times 13,200$
上記でないもの ※2	99,000	$110,000 + n \times 11,000$

※1 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築基準法に適合するものであることが確認できる「確認済証」及び「検査済証」の活用を含みます。

※2 H 2 7 国住指第 3 4 3 5 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く）などです。

※ 新築時に評価書等を取得した住宅の、耐震性に係るリフォーム計画である場合は「上記でないもの」とします

【付加料金】申請物件が限界耐力計算等を用いた場合の付加料金（消費税込）

床面積（A）	追加料金
$A \geq 500 \text{ m}^2$	44,000
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	55,000
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 1,500 \text{ m}^2$	110,000
$1,500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	165,000
$2,000 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	210,000
$3,000 \text{ m}^2 < A$	別途協議

※ 別表2の審査対象の構造は「その規模では通常である計算ルートである」・「混構造ではない」・「特別な与条件がない」事を前提としています。

※ 上記以外にも想定し得ないものは「個別に別途協議」といたします。

別表 3：業務規程第 33 条に基づく出張費（消費税込）

	出張費			備考
	日当	交通費	宿泊費	
地域：A	0	0	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m までに含まれる区域
地域：B	0	2,200	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 15 k m～30 k m までに含まれる区域
地域：C	0	3,300	不要	審査事務所又は担当する業務拠点から概ね 30 k m～50 k m までに含まれる区域
地域：D	5,500	4,400	不要	審査事務所又は担当する業務区域から概ね 50～75 k m に含まれる区域
地域：E	11,000	別途相談	11,000	上記以外の区域及び島嶼部

※ 1 審査事務所または担当する業務拠点からの距離は、直線距離を原則とします。

※ 2 地域：E の宿泊費は宿泊を要する場合で、業務に要する夜数に応じ、1 名につき 1 夜あたりで計算します。

別表4：業務規程第33条に基づく評価料金等を減額するための要件

内容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等確認 (単願)
住宅型式性能認定を受けた型式に適合する 住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行い。その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合。 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行い、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写しが添えられている場合。	上限 35%	上限 35%	上限 25%
120日以内に、8回以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認等の申請が見込めるときで、かつ図面構成・仕様が一定程度定型化・合理化されており、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると当機関が判断したとき。	上限 25%	上限 25%	上限 25%
共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると当機関が判断したとき。	上限 10%	上限 10%	上限 10%
あらかじめ当機関が定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。(繁忙期以外の日も含む)	上限 10%	上限 10%	上限 10%
一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	上限 10%	—
あらかじめ当機関の長が指定又は推奨するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。	上限 5%	上限 5%	上限 5%
地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	上限 10%	上限 10%	上限 10%

※ 上記の総計に関わらず、最大減額率は45%とします。

※ 本表は予め申請者と機関が協議決定のうえ、申請者が申請時に申し出て、機関が個別・包括的に適用を判断するものです。